

御殿場市償却資産（固定資産税）申告の手引き

○償却資産申告書の提出期限は、毎年1月末日(土日の場合は、翌月曜日)です。

※資産の増減がない方、該当資産がない方、休業・廃業された方も必ず申告してください

1 償却資産とは

個人や法人で、工業・商業・農業・サービス業などの事業を営んでいる方や、駐車場・アパート等を貸し付けている方が、その事業のために使用する構築物・機械・工具・器具・備品等で、土地・家屋以外の耐用年数1年以上、取得金額10万円以上の事業用資産を償却資産といい、土地や家屋と同じように固定資産税が課税されます(取得金額が10万円未満であっても個別に資産に計上し通常の減価償却しているものを含まず)。

2 申告の方法

(1) 初めて申告する方(全資産申告)

1月1日現在、御殿場市内に所有しているすべての資産を「種類別明細書(増加資産・全資産用)」に記載して、「償却資産申告書」に添付してください。

御殿場市内に申告対象となる資産を所有していない方は、「償却資産申告書」の右下「18 備考欄」に「該当資産なし」と記載し、「償却資産申告書」のみを提出してください。

(2) 前年以前に申告がある方

前年1月2日から1月1日までの間に増加及び減少のあった資産について、次のとおり申告してください。

増 加 → 「償却資産申告書(ハ)欄」と「種類別明細書(増加資産・全資産用)」に記載

減 少 → 「償却資産申告書(ロ)欄」と「種類別明細書(減少資産用)」に記載

異動なし → 「償却資産申告書」の右下「18 備考欄」に「増減なし」と記載

(3) 電算申告をする方

1月1日現在、御殿場市内に所有しているすべての資産を申告し、必ず全資産の種類別明細書を添付してください。

(4) 廃業・解散・住所変更その他異動事項がある場合

「償却資産申告書」の右下「18 備考欄」に異動事項、異動年月日等を記載してください。名称、住所等に変更がある場合は、それぞれの欄に変更後の名称、住所等を見え消して記載してください。

3 申告の必要がない資産

(1) 棚卸資産(貯蔵品・商品等)

(2) 書画・骨董(ただし、複製品等で装飾目的で使用しているものは申告対象です)

(3) 無形減価償却資産(特許権・電話加入権等)

(4) 繰延資産(一括償却資産、工事負担金等)

(5) 自動車税及び軽自動車税の賦課対象となる車両(乗用車やトラック、軽自動車、オートバイ、小型特殊自動車に分類されるフォークリフトやトラクター、田植え機、コンバイン等)

4 申告が必要な資産

1月1日現在事業の用に供することができる有形固定資産(土地及び家屋を除く。)で、所得税法又は法人税法の所得の計算上、減価償却の対象となる資産です。また、次のような資産も事業の用に供することができる状態であれば申告の対象となります。

- (1)建設仮勘定で経理されている資産
- (2)決算期以後に取得された資産でまだ固定資産台帳等に計上されていない資産
- (3)簿外資産(会社の帳簿には記載されていない資産)
- (4)償却済資産(減価償却を終わり、残存価格のみ帳簿に計上されている資産)
- (5)遊休資産(稼働を休止しているが、維持補修が行われている資産)
- (6)未稼働資産(すでに完成しているが、まだ稼働していない資産)
- (7)借用資産(リース資産)であっても契約の内容が割賦販売と同様である資産
- (8)取得価額が10万円未満の資産で、一時に損金算入せず個別に償却している資産

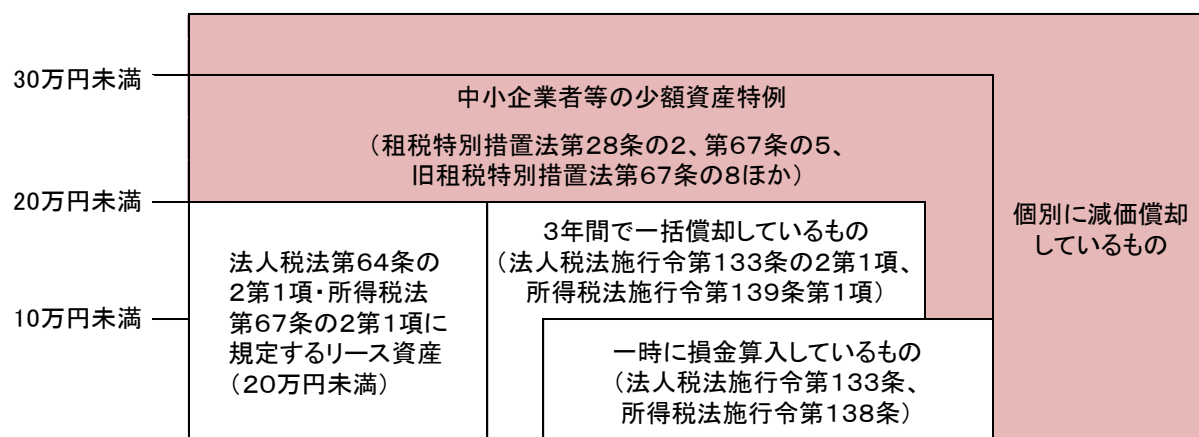
償却資産の種類

種類		主な償却資産の例	
1	構 築 物	土地に定着しない簡易な建物又は周壁等で外界と遮断されない建物	プレハブの簡易事務所や物置、テント倉庫、農業用ビニールハウス、カーポート、自転車置き場、資材・ごみ置き場、ゴルフ練習場等
		土地に定着した土木設備	看板、門扉、植樹、路面舗装(駐車場を含む)等
		建物附属設備	受変電設備、厨房設備、煙突、造園、塀、屋外の照明設備、屋外の給排水設備、日よけ等
		テナント(賃借人)が施工した建物附帯設備	店舗内造作設備(内装工事等)、照明器具、給排水衛生設備、冷暖房設備、ガス設備等
2	機 械 及 び 装 置	電気・化学・製茶・木工・製紙・ゴム産業・土木・建設・印刷・食品・医療・農業用各種機械、冷暖房用の付属機械、コンベアー等の搬送設備、ホイスト・クレーン等の揚重機、ガソリンスタンド設備、クリーニング設備、駐車場洗車設備、その他物品の製造・修理等に使用する機械装置等	
3	船 舶	モーターボート、客船、漁船等	
4	航 空 機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等	
5	車 両 及 び 運 搬 具	トラクター・田植え機・コンバイン・ショベルカー・フォークリフト等のうち大型特殊自動車に該当するもの(農耕用は最高速度が時速35km以上で乗用のもの、それ以外は車両の長さが4.7m・車両の幅1.7m・車両の高さ2.8m・最高速度 時速15km のいずれか1つでも超えるもの)、台車等	
6	工 具、器 具 及 び 備 品	ドリル、カッター、机、パソコン、コピー機、ファクシミリ、理美容器具、医療器具、金庫、ロッカー、商品陳列ケース、エアコン、冷蔵庫、応接セット等	

申告対象となる業種別の主な償却資産

業種	主な償却資産の例
共通	駐車場設備、受変電設備、自家発電設備、蓄電設備、舗装路面、庭園、門、塀(フェンス)、外構、外灯、ネオンサイン、広告塔、中央監視装置、看板、簡易間仕切、応接セット、ロッカー、キャビネット、エアコン(壁掛型)、パソコン、コピー機、レジスター、金庫、予備電源設備、無線LAN設備等
小売業	ショーケース、陳列棚、陳列台、冷蔵庫、冷凍庫、自動販売機等
理・美容業	理・美容イス、洗面設備、タオル蒸器、テレビ等
医院・歯科医院	医療機器(X線装置、診察台、歯科用ユニット等)、ガス(麻酔等)設備等
建設業	ポンプ、発電機、ミキサー、 <u>大型特殊自動車に分類されるブルドーザー、パワーショベル等</u>
工場	ボール盤、旋盤、プレス機、金型、洗浄給水設備、構内舗装、福利厚生設備、特定の生産又は業務用設備等
駐車場事業	駐車装置(機械設備等)、照明等の電気設備、フェンス、料金精算機、舗装等
飲食業	イス、テーブル、厨房設備、カラオケ、冷蔵庫、冷凍庫、テレビ、室内装飾品等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ビニール包装設備等
ガソリン販売業・自動車整備業	プレス、コンプレッサー、テスター、オートリフト、充電器、洗車機、ジャッキ、溶接機、ガソリン計量器、地下タンク、スチームクリーナー、独立キャノピー等
農業	大型特殊自動車に分類される田植え機・トラクター・コンバイン等(<u>最高速度時速35km以上のもの</u>)、草刈機、育苗機、製茶設備、米冷蔵庫、ビニールハウス等
アパート経営	駐車場舗装、フェンス、側溝、壁面文字、外灯、集合郵便受け、太陽光パネル等

5 少額の減価償却資産の取扱い



 = 固定資産(償却資産)の申告が必要な資産

6 家屋と償却資産の区分

家屋(建物)に取り付けられ、家屋と構造上一体となっている建築設備については、原則として家屋で評価します。家屋から独立した機器としての性格が強いもの、特定の生産又は業務の用に供されるもの等については、償却資産の対象となります。

家屋と償却資産の区分

設備の種類	償却資産の対象となるもの	家屋の対象となるもの	
電気設備	受変電設備	変圧器、配電盤、キュービクル等	
	予備電源設備	蓄電池、発電機等	
	動力配線設備	業務用機器の動力配線、 <u>屋外電灯配線</u> 等	<u>屋内の電灯配線</u>
	電灯照明設備	ネオンサイン、投光機、スポットライト等	<u>屋内の一般照明器具</u>
給排水設備	屋外の給排水設備(埋設物を含む)等	左記以外の設備	
ガス設備	屋外の設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備等	<u>屋内の配管等</u>	
空調設備	ルームエアコン、特定の生産又は業務用設備等	家屋と構造上一体の設備(埋込型の空調設備、換気扇等)	
消火設備	消火器、屋外の消火栓、ホース、ノズル等	消火栓設備、スプリンクラー等	
運搬設備	工場用ベルトコンベアー、クレーン等	エレベーター、リフト等	
通信放送設備	電話機(親機・子機)、電話交換機、マイクロフォン、アンプ、無線LAN配線等	電話配線設備	

例外:賃借人(テナント)が施工した内装・造作及び建築設備等について

賃貸ビルなどを借り受けて事業をしている方(テナント)が、自己の費用で内装・電気・ガス・給排水その他の設備を施工した場合は、それらの資産は**特定附帯設備**として、賃借人(テナント)の方が償却資産として申告する必要があります。

7 固定資産税(償却資産)と国税の主な違い

償却資産に対する課税について、国税と比較すると次のとおりです。

項目	国税の取扱い	固定資産税の取扱い
償却計算の期間	法人:事業年度、個人:暦年	暦年(賦課期日制度)=1月1日現在
減価償却の方法	一般の資産は定率法または定額法の選択制	一般の資産は旧定率法
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却(2分の1)
圧縮記帳制度の適用	認めている	認めていない
特別償却・割増償却制度	認めている	認めていない
増加償却制度	認めている	認めている
評価額の最低限度額	備忘価額(1円)	取得価額の100分の5(5%)
改良費の評価方法	原則区分評価、一部合算も可	区分評価
中小企業の少額資産の損金算入の特例	取得金額30万円未満の減価償却資産は損金算入可能(租税特別措置法第28条の2、第67条の5)	課税対象となる

8 税率と免税点

(1) 税率は1.4%です。

課税標準額(千円未満切捨て) × 税率1.4% = 税額(百円未満切捨て)

(2) 免税点

償却資産の課税標準額が150万円に満たない場合には、償却資産の固定資産税は課税されません。ただし、該当資産のない方や免税点未満の方であっても、事業を続けている限り申告は毎年必要です。

9 事務所移転・廃業された場合

御殿場市から他の市町へ事務所を移転された、事業をおやめになられた場合も、申告書の提出をお願いします。また、申告書の「18備考欄」にその旨の記載をお願いします。

ご提出いただけない場合、状況の把握ができないため、催告書の送付を行うことがあります。

10 その他注意事項

○ マイナンバー(個人番号・法人番号)の記載について

マイナンバー法の施行により、個人番号を記載した申告書を受付する際に、本人確認(個人番号の確認、身元の確認及び代理権の確認)を実施しています。申告の際は、以下の本人確認資料を持参するか、写しを申告書に添付してください。郵送の場合も、本人確認資料の写しの添付をお願いします。

※法人の場合は、申告書に法人番号を記載してください。

(1) 本人が申告書を提出する場合 **(写しの添付可)**

番号確認資料	「個人番号カード」「通知カード」「住民票(個人番号付き)」等
身元確認資料	「個人番号カード」「運転免許証」「旅券(パスポート)」等

※本人が申告書を提出する場合、個人番号カードは番号確認及び身元確認の両方の確認資料となります。

(2) 代理人が申告書を提出する場合 **(写しの添付可)**

<u>本人の</u> 番号確認資料	「本人の個人番号カード」「本人の通知カード」 「本人の住民票(個人番号付き)」等
<u>代理人の</u> 身元確認資料	「代理人の個人番号カード」「代理人の運転免許証」 「代理人の旅券(パスポート)」「税理士証票」等
代理権の確認資料	「委任状」「税務代理権限証書」等

○ 申告をしない場合又は虚偽の申告をした場合

正当な理由なく申告をしない場合、過料が科せられることがあります(地方税法第386条)。また、虚偽の申告をした場合には、懲役刑又は罰金刑に処されることがあります(同法第385条)。

○ 実地調査へのご協力のお願い

地方税法第353条及び第408条の規定に基づいて順次実地調査を行っています。その際には別途文書で連絡いたしますので、ご協力をお願いします。また、実地調査に伴って修正申告をお願いすることがありますが、その場合の課税は資産の取得年次に応じて最大5年分遡及することになりますので、あらかじめ御了承ください。

○ 申告書控えの返送について

申告書を郵送で提出される方で市の受付印を押印した控えの返送を希望する方は、返信用封筒(切手を貼付し宛名書きしたもの)を必ず同封してください。

なお、控えにつきましては各自で保存をお願いいたします。

○ eLTAX(エルタックス)による申告について

eLTAXは、地方税に関する総合窓口としてインターネットを通じて広く利用できるシステムです。御殿場市では、eLTAXによる電子申告が可能です。

eLTAXにて申告をする際には必ず「種類別明細書」を添付し、内容を修正した資産がありましたら、摘要欄にその旨を必ず入力してください。

詳しい手続きについては、eLTAX ホームページ【<http://www.eltax.jp/>】を御覧ください。